

川口市選管告示第12号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規程に基づき設置している投票区について、別紙のとおり定める。

川口市の投票区設置の告示(昭和56年川口市選挙管理委員会告示第60号)は、廃止とする。

令和6年5月10日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋 智之